

第5章 介護保険事業に関する見込み

第9期介護保険事業計画の保険料見込額(令和6年4月1日～令和9年3月31日まで)

所得段階	対象者		第9期		(参考) 第8期	
			保険料率 (基準額に 対する割合)	保険料 年額 (月額)	保険料率 (基準額に 対する割合)	保険料 年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285	20,910円 (1,743円)	基準額 ×0.30	22,014円 (1,835円)
	公的年金収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下					
第2段階	市民税 非課税世帯	公的年金収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	35,580円 (2,965円)	基準額 ×0.50	36,690円 (3,058円)
第3段階		公的年金収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が120万円超	基準額 ×0.685	50,260円 (4,189円)	基準額 ×0.70	51,366円 (4,281円)
第4段階		市民税 課税世帯で 本人非課税	公的年金収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	基準額 ×0.85	62,370円 (5,198円)	基準額 ×0.85
第5段階 (基準段階)	公的年金収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が80万円超		基準額 ×1.00	73,380円 (6,115円)	基準額 ×1.00	73,380円 (6,115円)
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額(※2)が125万円未満	基準額 ×1.10	80,710円 (6,727円)	基準額 ×1.10	80,718円 (6,727円)
第7段階		合計所得金額(※2)が125万円以上190万円未満	基準額 ×1.25	91,720円 (7,644円)	基準額 ×1.25	91,725円 (7,644円)
第8段階		合計所得金額(※2)が190万円以上400万円未満	基準額 ×1.50	110,070円 (9,173円)	基準額 ×1.50	110,070円 (9,173円)
第9段階		合計所得金額(※2)が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.73	126,940円 (10,579円)	基準額 ×1.65	121,077円 (10,090円)
第10段階		合計所得金額(※2)が600万円以上800万円未満	基準額 ×1.88	137,950円 (11,496円)	基準額 ×1.80	132,084円 (11,007円)
第11段階		合計所得金額(※2)が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.09	153,360円 (12,780円)	基準額 ×2.00	146,760円 (12,230円)
第12段階		合計所得金額(※2)が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.36	173,170円 (14,431円)	基準額 ×2.25	165,105円 (13,759円)
第13段階		合計所得金額(※2)が1,200万円以上1,400万円未満	基準額 ×2.62	192,250円 (16,021円)	基準額 ×2.5	183,450円 (15,288円)
第14段階	合計所得金額(※2)が1,400万円以上	基準額 ×2.88	211,330円 (17,611円)	基準額 ×2.75	201,795円 (16,816円)	

※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)

第1段階から第5段階の方 給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第6段階から第14段階の方 土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。

